

議案第43号

逗子市手数料条例の一部改正について

逗子市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和元年8月29日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市手数料条例の一部を改正する条例

逗子市手数料条例（平成12年逗子市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の部(2)の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）の公布に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の申請に対する審査に係る手数料の額を引き上げることから、改正の要あるため提案するもの。